

**令和 8 年第 3 回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

(別冊)

資 料 一 覧 表

(令和8年9月2日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	30	泉南市立幼稚園条例及び泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	5

議案第30号補助資料 泉南市立幼稚園条例及び泉南市立認定こども園条例新旧対照表

第1条 泉南市立幼稚園条例新旧対照表

改正前	改正後
別表（第18条関係） 預かり保育を受ける園児が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の1か月あたりの預かり保育料（以下「保育料」という。）は、この表の規定にかかわらず、この表から算出される1か月分の保育料の額（日額の場合は、当該日額に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額。以下同じ。）から450円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の保育料の額を超える場合は、当該月分の保育料の額）を控除して得た額とする。	別表（第18条関係） 預かり保育を受ける園児が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の1か月あたりの預かり保育料（以下「保育料」という。）は、この表の規定にかかわらず、この表から算出される1か月分の保育料の額（日額の場合は、当該日額に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額。以下同じ。）から490円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の保育料の額を超える場合は、当該月分の保育料の額）を控除して得た額とする。

第2条 泉南市立認定こども園条例新旧対照表

改正前	改正後
別表（第5条関係） 預かり保育を受ける園児が支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の1か月あたりの預かり保育料（以下「保育料」という。）は、この表の規定にかかわらず、この表から算出される1か月分の保育料の額（日額の場合は、当該日額に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額。以下同じ。）より規則で定める食事の提供に要する費用を引いた額（以下「当該月分の保育料の額」という。）から450円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の保育料の額を超える場合は、当該月分の保育料の額）を控除して得た額とする。	別表（第5条関係） 預かり保育を受ける園児が支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の1か月あたりの預かり保育料（以下「保育料」という。）は、この表の規定にかかわらず、この表から算出される1か月分の保育料の額（日額の場合は、当該日額に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額。以下同じ。）より規則で定める食事の提供に要する費用を引いた額（以下「当該月分の保育料の額」という。）から490円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（当該乗じて得た額が当該月分の保育料の額を超える場合は、当該月分の保育料の額）を控除して得た額とする。

